

中近世移行期の尾張・伊勢の武家文書

——大脇家文書の紹介——

榎本 淑子

はじめに

伊勢・久居藩士の大脇家に、文禄年間の文書が二点と近世に入つて二点の文書が残されている。大脇氏の系図（三重県熊野市有馬町、山本泉氏所蔵）、文禄・慶長頃の大脇次郎左衛門の項に、

次郎左衛門領尾州大脇ノ庄依以為家名歟、戦国ノ初諸国ヲ廻ル後加藤主計頭清正公仕也、肥後熊本住、朝鮮二度陳其他武功度々有之、同國內ニ於テ三千石ヲ領、同國宇土城ニ居ス、

とあり、大脇氏の本拠は大脇郷であると考えられる。同氏は、次郎左衛門の織豊時代を経て後、寛文二年（一六六三）善兵衛の時に、津藩主の弟、久居藩祖の藤堂高堅に仕えた。本稿では、大脇家に伝来した書を紹介しながら、久居藩に至るまでの、戦国末期から近世初頭に至るまでの大脇氏に関して考察したい。

一 大脇氏について

尾張大脇庄

大脇氏に由緒ある大脇郷は尾張国愛智郡中村に属す。中村に関しては『倭名類聚鈔』⁽¹⁾に愛智郡中村の記載があり、大脇郷を含む愛智郡中村の地名は古代にまで溯ることができる。中世には大脇郷の名が確認され、文和三年四月廿三日「熱田宮権宮司家領注進状案」⁽²⁾に依れば、熱田権宮司家領の一つとして大脇郷が記されている。即ち、

大脇郷 畠拾町六段三百歩 除 以上 式町四段大 捌町式段六拾歩、

とある。天保十四年に著された『尾張志』⁽³⁾に依れば、大脇郷は中野高畑村（名古屋市亀島・則武）・中島村（名古屋市中村区）・大秋村（同区大秋町）に当たるといふ。大秋が大脇の後の呼称となつたと考えられる。

金子昭式『濃尾平野に於ける教団の発展と一向一揆』⁽⁴⁾に依れば、

十五世紀後半、蓮如上人以後の濃尾平野に於ける本願寺教団は、莊園勢力の弱い地域に、在地土豪名主階層を核として飛躍的に発展したという。大脇郷に関しては、中野高畑・中島・大秋の三村の接点に、真宗大谷派の覚圓寺（現則武本通二丁目）がある。本尊、阿弥陀如来の画像の裏書に依れば（覚圓寺藏「蓮如上人と尾張」^⑤所収）、

大谷本願寺釈実如
明応 ^{〔六年〕} 「 ^{〔一〕} 「 ^{〔二〕} 「 ^{〔三〕} 「 ^{〔四〕} 「
三河国勝万寺□徒
方便法身尊像
尾州愛智郡大脇郷
中嶋□ ^⑥
願主釈□□

とあるように、願主は不詳であるが、明応六年（一四九七）に実如上人から「方便法身尊像」が与えられた。『三河勝鬘寺資料の研究』^⑥資料篇「末寺触下繪讚之控」によると、蓮如上人の画像裏書に「寛永甲子年九月十三日 勝鬘寺門徒尾州愛智郡中嶋村西蔵坊常住物也 願主釈覚永」また、木仏尊像の裏書に「寛永十四丁丑暮除夕 勝萬寺下尾州愛智郡中嶋村覚円寺願主釈西堅」とあることから、寛永甲子年（元年・一六二四）に西蔵坊となり、木仏尊像を与えられた寛永十四年（一六三七）に覚円

寺の寺号も与えられたと考えられる。大脇の土豪である大脇氏と覚圓寺との関係を示す記録を欠くが、同寺が大脇郷に立地した関係上、同寺と大脇氏とは何らかの関連があつたと推定される。この点は今後の検討課題としたい。

戦国期の大脇氏に関しては、『尾張人物志略』^⑦に次の記録がある。

今川左馬助氏豊、治部大輔義元弟也、天文元年二月十一日為織田信秀拔落、其男氏明住京師、今川麾下之家臣大概等如左、

名古屋藏人高信 愛知郡古井村

古橋七郎右衛門重次 同郡廣井村

中村弥右衛門元親 同郡中村

山田兵庫助信益 同郡前津村

大屋右京亮秋重 同郡廣井村

中野又左衛門重次 同郡中野高畠村

大秋十郎左衛門 同郡大秋村

戸部新左衛門豊政 同郡笠寺村

柴田七藏家親 春日井郡田畠村

薬師寺行部大輔道元 同郡野田村

安食次郎右衛門 同郡福徳村

城戸内蔵助 愛知郡古井村

此等諸氏猶多、後或為織田氏被殺、或為其臣者在往処々、自駿州従來諸氏尤多、然非本州産故略之、

同著は、正徳元年に天野信景という人物によって著されたものである。尾張の今川氏に関しては、醜醐寺座主満濟の『満濟准后日記』(8)に、永享五年(一四三三)七月、新に駿河国守護に任じられた今川民部大輔範忠が今河下野守同道にて、京郡から駿河へ赴むく途次に「今河民部大輔方へ下遣力者福一。今夕罷上了。尾張那古屋今川下野所領ニテ追着云々」とあるように、今川下野守は尾張那古屋に所領を持っていたと記す。また『文安年中御番帳』(9)一番に「在国衆、今河下野入道」とあるように、下野守を号する今川氏が存在していた。川添昭二『今川了俊』(10)によると、基氏と称するのは足利基氏以外に、今川氏にも基氏なる人物が存在する、と指摘される。『難太平記』(11)によると、その基氏に関しては「基氏のいもうとあまたおはしまして、御公家重縁になりしかば、その子共を今川の石川とも云。名児耶とも云也。是ハ基氏の御養子成しかば。故殿の御為には連枝なり」とあるように、基氏の妹の中に公家と婚姻関係のあつた者があり、その子孫に当たる一族として石川氏、また名児耶氏を称するものがいた。『名古屋城史』には、那古野に城を構えていた今川氏豊を織田信秀が打ち取つた天文元年の合戦を取り上げているが、『尾張人物志略』は、その今川氏豊の麾下の武士の中に大秋十郎左衛門の名を記録しているのである。大秋は「大脇」とも記していたので、大秋十郎左衛門は大脇十郎左衛門のことと見てよい。

「織田真記曰、米野大秋二城絶清洲那古野之路」(『尾張御行記』(12))と

あるように、清洲・那古野の道筋にある米野・大秋二つの城は「路を絶つ」という地理的關係にあつた。天文元年(一五三二)に那古屋城が織田信秀に攻略された時、大秋城も合戦の渦中にあつたと推定され、今川氏は京郡へ没落し、大秋十郎左衛門もおそらく没落したのであろう。

織田信長と大脇氏

信長と大脇氏の関連を示す史料は少なく、『信長公記』、『甫庵信長記』、『言継卿記』等に記載された大脇姓を手懸かりに、一覧表にまとめ、各人に即して若干の考察を加える。

氏名	出典	年代	備考
虎蔵	信長公記	弘治二年	信長、林佐渡守兄弟と合戦
伝内	言継卿記	永祿十二年	馬廻、塩屋
七兵衛	甫庵信長記	天正六年	幡磨志方城攻め
伝介	信長公記	天正七年	安土宗論、塩屋
喜八	信長公記	天正十年	馬廻、本能寺の変

虎蔵については、『信長公記』(巻首)に依ると弘治二年(一五五六)「於多井川の戦い」に於いて討ち死にした者の中に大脇虎蔵の名が見える。同年八月、那古野の城主である林佐渡守・林美作守兄弟が信長の弟信行を家督に立てようとして謀反を起した。大脇虎蔵もその一人であり、林佐渡守方についていたと見られ、『信長公記』に「林与力のあらこの

城、熱田と清洲の間をとり切り、御敵になる。こゝめの城・大脇の城、清洲となご屋の間にあり。是も林与力にて候間、一味に御敵仕候」とあり、大脇氏は那古野城主である林兄弟の謀反に加担していた。首実檢を受けた者の中に「大脇虎藏、かうべ平四郎、初めとして歴々頸數四百五十余あり」と記す。

伝内については、山科言繼の日記の「言繼卿記」に名が見える。権大納言山科言繼は、後奈良天皇十三回忌法会の財源を求めため、三河の徳川家康を尋ねる途中、岐阜に寄り伝内の屋敷に逗留している。即ち「言繼卿記」永祿十二年（一五六九）七月十日の条に「塩屋伝内名字大脇、同七月十三日の条に「塩屋は織田馬廻」と記している。大脇氏は塩を扱う商人であり、信長の馬廻衆であった。

七兵衛については、『甫庵信長記』（卷十一）に依ると、天正六年（一五七八）播磨志方城攻めの時、奮戦した八人の中に大脇七兵衛の名が見える。「七兵衛尉只一人弓ヲ持タリケリ。敵共是ヲ見テ馬ニアテラレゾトヤ思ヒケン。一二町計モ引退」大脇一矢ニテ二人射貫キケレハ」とあるように、七兵衛は弓の名手であったようだ。この時の総大将は羽柴秀吉である。後に秀吉の家臣となる大脇次郎左衛門は、「文祿の役」では専属の弓部隊を率いているので、次郎左衛門は七兵衛の可能性がある。

伝介については、安土宗論の中に大脇伝介の名が見える。辻善之助「日本仏教史研究」第二卷、『安土宗論の研究』⁽¹³⁾に依ると、信長は法華宗に対して、初めより圧迫を加えようとしたのであり、この事件に大きく

関与した人物として大脇伝介の名前が記される。天正七年五月中旬の頃、関東の浄土宗の僧靈誓玉念が安土に来て法話をした処、『信長公記』卷十二に依れば、「法花宗建部紹智・大脇伝介兩人、説法の座へ罷出、不審を懸け申候」とあり、大脇・建部兩人が安土宗論の火付けを行った。宝誓は大脇伝介を「兩人憑まれ候法花坊主を出だされ候はゞ」と評している事から考えて、大脇伝介は法華宗門徒であったと見られる。同様の見解を谷口克広「信長の親衛隊」⁽¹⁴⁾も示している。大脇伝介に関する信長の批評として、『信長公記』十二に「一國一郡を持ち候身にも似合はざるに、おのれは大俗と云ひ町人と云ひ、塩売りの身として、今度長老の宿をも仕り候間、最貞をば仕候はで、人にそそのかされ、長老へ不審申懸け、都鄙の騒ぎ不届の次第」と記され、塩売りの俗人として靈誓上人に宿を仕まつりながら、同上人に最貞をすることもなく、宗論の騒動の結果責任が伝介に帰せられ、「条々御錠候て先頸をさらせられ」とある。大脇伝介は刎頸刑に処せられた。

「言繼卿記」に見える岐阜の塩屋伝内と、『信長公記』に見える大脇伝介は、「伝」を通字としており、親族関係にある者と見て間違いはない。何れにしても、二人の大脇は塩屋であり、塩の商人であった。信長家臣団には多くの商人職人がおり、大脇氏もその一類型を示している。建部紹智が何者か不詳だが、近江建部油座については、信長から座の特権を安堵された朱印状⁽¹⁵⁾が残されており、建部紹智もその建部油座の一員と見られる。

喜八については、本能寺の変で、二条御所にて織田信忠と共に討死した者の一覧の中に名前が確認される。

このように、中世の大脇氏は名児屋の今川氏に仕え、今川氏の没落後は、織田信長の家臣となり、塩屋伝内の如く「馬廻」が示すように、信長直臣団であった。その過程では、大秋十郎左衛門が信秀に滅ぼされ、同族である塩屋大脇は、信長の商業政策の下で保護⁽¹⁶⁾を受けながら、大脇虎蔵は名児屋城主の林一族の謀反に加わり、安土宗論で騒動の責任をとらされて刎首刑に処せられる等、苦難の歴史を歩んだ。

二 大脇家文書

一では大脇氏発祥の地と信長をめぐる多彩な人々を検討してみた。今までの所では、大脇氏は織田信長の馬廻衆であり、直臣団である事が判明したが、信長以後、大脇氏は加藤清正の家臣となったと見られる。第二部では大脇家に残された清正関係文書や、豊臣政権関係文書を史料を紹介しながら、同時期の大脇次郎左衛門一族とその子孫を考察してみた。

(1) 加藤清正書状

尚以玉菓五百はなし、

差遣候鉄砲数次第二

支配候て可請取候。已上。

中近世移行期の尾張・伊勢の武家文書

急度申遣候。仍吉州部之者共

越度取候由、言語道断不及是

非次第候。

一、我等只今可相働候儀候へ共、安辺二人数丈夫ニ召置、跡々無機遣

様ニ候へハ、清正召連候人数雑兵

三千にハたるましきと相心得候。

其上其許迄相越候ハ、右之内

半分ハいぢけてやくに立

ましきと令分別候。又ハ王子非

可残置儀候条、若相働候ハ、召連て

不叶候。左様之番等にも人数を引かへは

先候ハ可相働人数千人ニたり

たらず可在之候。左様ニ候て相働

指行も無之候へハ、如何敷候条年

あけ雪霜すこし消候迄、城をも

持堅め候様にと吉州へ人数を遣候条

其許番を丈夫ニ可申付候事。

一、其部一揆令蜂起、其城へ取懸

候ワンニ各以手柄おいはらひ少々

打拂候由無比類候。次ニ最前堤権介



写真削除



写真削除



写真削除



奥部為見舞差遣候刻、孫兵衛

半左衛門其城へ可相越候旨申候。

定可為其分候。其以後一同城中外へ

出之事一切無用候。城堅固ニ可

在之事肝要候事。

一、兵糧三四月迄雜穀にても在之様ニ

つら扶持ニ可遣候。馬之かいも可

為其分候。こにだハ草迄にて可遣、

乍去百石ニ付而、忝疋あてハ稗にても

尅升ツ、可遣、但それも来年之

積肝要候。只今も我々自身

可相越候へ共、某働候而先々之部

働をもさせ候へハ能候へ共、王子ニ番を

丈夫ニ付、爰許ニ置候へハ、我々越候事も

無人ニ候之間、王をつれ候てハいか、

候ハんとためらい候。卒爾ニ出陣候而

跡も先もむさと候へハいか、ニ候之間

先吉州討死之者共下々ちり

候ハぬ様ニと、斎田傳右衛門、山田次兵衛

差遣候。其許道送など申付可遣事。

一、角兵衛帰着と、又は平安道へ遣候

返事と聞合、其上にて令分別行

可申付候。兎角奥々之者共にも

城ちかく唐人め取詰候ハ、城きわにて

見合無越度ほとに手かるく討拂候

事ハ可然候、ながおい又ハけなけたてハ

不入候。能々其許へ可申遣候事。

一、兵糧たくさんニ候共たしいり候て

可然候。行々ハ来春にても年内にても

ふと我々働候事ハ案候内たるへく候間

左様之ためにも可成候事。

一、百姓心を替候上ハ、可成ほと雜穀にても

取こみ候て可然候事。

一、其もと唐人惡逆之儀、奥々之

部より相催、其部之唐人若不知

事も可在之候哉、自然左様にも候ハ、

能々遂糾明、其部之百姓をハゆるし

候ても可然候哉之事付、其部之

者共無如在年貢等納所候共今

迄之ことく唐人城中へ入候事

無用候。門外にて可相納候。又人

質かてなと持来候唐人も

一切城中へ入候事無用候。為門番
請取候て人返候様ニ可申付候。萬事

無越度様ニ才覚專一候。謹言。

十一月廿一日 清正（花押）

大脇次郎左衛門とのへ

伊地知次郎右衛門とのへ

小代下総守とのへ

吉益半左衛門とのへ

貴田孫兵衛とのへ

この文書は、「文禄・慶長の役」に大脇氏が従軍した際、加藤清正からの書状であり、年次の記載はないが、文禄元年十一月廿一日と考えられる。宛所は「利城」の在番衆五人であり、その中に大脇次郎左衛門の名前が記載され、大脇家に伝来してきた。右の大脇文書と同様の加藤清正の書状は「九鬼文書」にもあり、「端川」の在番衆、加藤与左衛門・九鬼四郎兵衛・原田五郎右衛門・井上大九郎に宛てたものがある。日付も同じ文禄元年十一月廿一日で、内容もほとんど同文である。大脇文書（一）を含めて明治十年に大脇茂兎男氏が津市の佛眼寺（日蓮宗）に寄贈したという次のような書き付けがある。

佛眼寺寄附の證（写）

中興家祖次郎左衛門、清正公ニ朝鮮之役従ヒ功アリ、其際賜ハル書

中近世移行期の尾張・伊勢の武家文書

六通ノ内今般懇望ニヨリ急度申遣候云々。才覚專一二候ト御認メアリシ御書簡一篇、佛眼寺什宝ニ寄付候処如件。

明治十年六月廿八日

大脇茂兎男

幡上日意殿

竹村又藏殿

足立廣八殿

證

別紙謹写ノ清正公御真筆ハ、寄附証ノ如ク明治拾年六月廿八日、當時先々住幡上日意聖人興善院在在中、貴家ヨリ寄附セラレシ者ナリ。之ヨリ先キ日意聖人貴家ニ藏セラル、ヲ聞キ感慕ニ堪ヘス、依テ久居士族松永留郎ヲ介トシ当寺ニ寄セ寺門ノ什宝トシ、且ツ大脇氏ノ家名ヲ不朽ニ傳ヘン事ヲ懇請セシカバ、当主茂兎男氏亦之ヲ諾シ終ニ当寺ニ寄セラル。爾來幾十年寺宝トシテ秘藏シ、毎歲六月廿四日懇祈誦經シ併テ大脇家ノ現安後善ヲ念ジ、廣ク檀信ノ徒ニ此ノ宝軸ヲ展拜セシメテ今日ニ及ヘリ。今回茂兎男氏ノ男孫三郎氏大脇家系図上ノ史蹟調査及伝統品等ノ整理ヲ致サルニ際シ、御真筆及其關係書類ノ浄写ヲ請ハレ、御真筆ノ寄附ニ対シ更ニ現任職檀家總代ヨリ一札ヲ求メラレシニ依リ、茲ニ連名シ以テ永世寺宝トシテ此ノ真筆ヲ慎重護持可致事ヲ誓ヒ候者也。

大正拾五年十一月廿四日

佛眼寺現住 幡上教雄 (印)

佛眼寺現檀家総代 志水正直 (印)

同 増富嘉兵衛 (印)

同 伊奈秀也 (印)

大脇茂兎男殿

大脇孫三郎殿

この書付に依れば、佛眼寺に懇望されて、明治十年六月に大脇茂兎男氏が、清正の書状六通の内的一篇を寄附したと言ふ。茂兎男氏が記す所では、朝鮮戦役に際して清正から発給された真筆の書状は最初六通あつたと言ふが、今日は伝えられていない。浄写されたであろう文書も現在の所は不明である。現在の佛眼寺院主黒宮教文氏に依ると、昭和二十年七月二十八日夜、同寺が戦禍に罹り全焼したので、文書も焼けたのである。一切の清正に関連する文書はないという。昭和四年一月十九日付の大阪朝日新聞三重版に「佛眼寺にある清正の書簡、大脇次郎左衛門などに籠城の注意を書いて」という記事が文書の一部と共に掲載された。この時、新聞に掲載された写真が大脇家に保存されてきた。

第一次朝鮮侵略の陣立をみると、「二番 加藤清正 一万人、鍋島直茂 一万二千人、相良長每 八百人、合二万二千八百人」(『毛利家文書』¹⁷)。『清正高麗陣覚書』¹⁸・『加藤家傳清正公行状』¹⁹・『清正記』²⁰等から、在番衆の名前を見てみよう。史料によつて場所と名前が若干異なるが、

次の様になつた。大脇次郎左衛門の名はこれらの史料すべてに、大脇助太夫の名は『加藤家傳清正公行状』奇之巻のみに記載があつた。

吉州 加藤右馬允、加藤清兵衛、加藤傳藏、並川金右衛門、長野三郎左衛門、原田五郎右衛門、天野助左衛門、山口与三右衛門、

長野吉兵衛、多賀三郎兵衛、庄林備後

城津 近藤西郎右衛門、安田善助、近藤与右衛門、佐々平左衛門、

岡田善左衛門、魚住吉兵衛、大脇助太夫

端川 加藤与左衛門、九鬼四郎兵衛、井上少九郎、井上大九郎、出

田宮内、原田五郎右衛門 (吉州)

利城 大脇次郎左衛門、並組之弓三拾挺、伊地知次郎右衛門、小代

下総守、吉益半左衛門、貴田孫兵衛

北青 吉村吉左衛門、堤権右衛門、池田左右衛門、相田傳六

安辺に加藤清正の本陣が置かれ、ここで在地支配がおこなわれた。大脇次郎左衛門は利城で、孫の助太夫は城津で共に在番している。朝鮮経

略の成功を収めた唯一の地域とされる咸鏡道は、『清正高麗陣覚書』によ

ると、「会寧」という所は日本の「八丈が嶋、硫黄が嶋」などと同様の流

罪人の配所で、帝王を敵と見なす土地柄であるという。その外にも、中

央から派遣された官僚層と女真族を含めた在地勢力の軋轢、中央官僚人

材登用から排除された地域という特質を持つ地域である。清正はこうし

た咸鏡道の百姓宛に次のような命令を發した。

加藤清正触書写

夫日本國闕白殿下、為改易于朝鮮國之政化、卒軍勢矣、然則朝鮮國王既退去城都、雖然如此、敢非可誅王、於致降從者、當令安住郡傍也、因茲使諸將分県治之、至此國者、豊臣朝臣清正傳命詔、專制法也、自今不可有無道之候、更勿疑乎、越土民等速令帰宅、可專農耕者也、知之々々、

于時天正二十年六月日

清正

咸鏡道百姓等

〔泰長院文書〕⁽²¹⁾

加藤清正は「朝鮮國の政化を改易する」という名目を立て、軍事侵略を展開したが、一時的に功を奏しただけでやがて、村吏を通じてなされた占領軍の苛酷な支配と収奪を契機に、朝鮮人民の抵抗が開始される⁽²²⁾。

『高麗日記』⁽²³⁾に次のような記録がある。

十月中旬の頃、はミほん（成興）の唐人一揆おこし、村々の檢使數十人討取、山内ニ引籠り、翌日成十殿居城こうをん（洪原）よりはミほんへ参、城之衆五十余討取、はミほんより西の大山にたて籠二付て、はミほんの衆さし寄せられ候へは、敵数万入蜂起し、日本衆中二とりこめ、はん弓・ふしん弓を射かけ、防戦はげしく仕候へ共、一寸打破り、敵百程うちとられ候、又味方も五六人越度候、日暮候之故、たかひに引退かれ候之よし。

日本軍の苦戦を伝える記録は多いが、この状況下で、吉州襲撃の報を受けた安田本陣の清正が、利城の守將に今後の方針を示したのが、大脇

文書（1）の書状である。内容としては、端川の守將宛に送られた『九鬼文書』所収の加藤清正の書状と同じであるが、この書状の中にも寒さによる士気の低下、深刻な食料不足、人質を捕つて年貢を収めさせる占領地支配の一端が伺える。吉州に近い端川の守將宛の方には、吉州・城津が維持できない場合の処置として、「吉州之郡相抱候事不成候て相果候歟、又は倉所（城津）まで於引取候は倉所をも引拂端川きり二仕、丈夫ニ可相抱候。左様之仕合に候は、助左衛門と助兵衛を大脇所へ可遣候」とあるように、吉州・城津を守りきれない時は両城を引き払って、兵力を端川に集結させよ、その時は天野助左衛門と前野助兵衛は、大脇次郎左衛門が守る利城へ援護に赴くようという一文がある。

『清正公行状』正之卷⁽²⁴⁾に依ると、慶長の役に際して作成された「高麗国出陣武者分備定」の中に「大脇助太夫、与力七騎、鉄砲廿人」とあり、「肥後国隈本城留守居在番」の中に「大脇次郎左衛門、弓廿六人」とある。助太夫は「慶長の役」にも出陣しているが、次郎左衛門は肥後・熊本で留守番をしていた事がわかる。

『文祿の役』の後、次の大脇文書（2）が示すように、丹波国船井郡横田村の二百二十石余を給与された。文祿三年に丹波国で検地が行われたことは、『丹南町史』⁽²⁵⁾に所収の丹波多紀郡の「大沢庄検地帳」が紹介されている事から分かり、船井郡でも文祿三年に太閤検地が実施されたと考えられる。（2）の文書は、宛所を欠いているが、大脇氏は横田村に増分の給与を受けたと考えられる。

(2) 豊臣秀勝安堵状

丹州丹井郡

横田村内式百貳石

三斗為加増遣之

本知百五拾石者

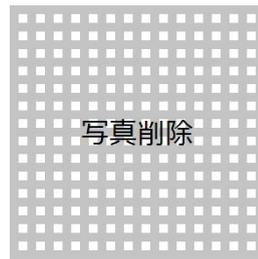
都合三百五拾貳石

三斗令扶助訖全

可領知者也

文祿三

卯月廿六日 秀勝(花押)



この文書の宛所は書かれていないが、大脇氏に伝来してきた文書であり、大脇次郎左衛門が宛名人となるべき文書であつたと思われる。差出人である秀勝は、羽柴秀勝であるが、同人に関しては古来、複数の人間が居ると指摘されてきた。桑田忠親『豊臣秀吉』⁽²⁸⁾、渡辺世祐『豊太閤の私生活』⁽²⁹⁾によると、秀勝を名のる人物は三人いる。一人目は、秀吉が長浜城主時代の天正四年に病死した石松丸秀勝である。長浜市の妙法寺という日蓮宗の古寺に羽柴秀勝の画像と墓が、徳昌寺という曹洞宗の寺院には位牌が残っているという。桑田忠親は実子であると推測しているが、渡辺世祐は傍証がないので、確かではないという。

二人目は、信長の第四子の於次秀勝で、永禄十一年生、幼にして羽柴秀吉の猶子となり、近江長浜城に居した。天正十年十月丹波亀山城主となり従五位下丹波守、正四位上侍従、同十三年七月左近衛権少将に任じ、従三位に昇叙し、ついで正三位権中納言に進んだが、同十三年十二月十日、病により亀山に薨じた。

三人目は、秀吉の姉の次男小吉秀勝で、永禄十二年生、於次秀勝の没後、秀吉の養子となり丹波を領し、亀山城に居し、左近衛権少将に任じ、世に丹波少将と称せられた。その後、「丹波ノ亀山ノ城二小吉殿、知行不足之由訴訟、曲事トテ勘当」(『多聞院日記』天正十七年七月廿七日条)とあるように、知行不足を訴えて一時勘当されたが、天正十七年蜂屋頼隆の旧領、越前の内五万石を与えられた。同十八年十一月、甲斐・信濃の地を与えられ、甲斐の府中に居した。同十九年三月生母の懇願で美濃の岐阜に移され、同十一月に参議に進み岐阜宰相と呼ばれた。文禄元年に朝鮮の役が起きると同六月、第九陣の将として唐島に陣し、九月九日その地に没した。

以上三人の秀勝に関して素描を加えたが、右の大脇文書に関係する秀勝は小吉秀勝を指して他に該当する者はいない。しかし、小吉秀勝は文禄元年に没しているので、右の大脇文書は小吉秀勝の発給文書とは言えない。宛名人を欠き、亡者が差出人となるなど、偽文書と考えてしまえば問題は簡単に解決するが、少しこの文書が作成された理由を考えてみたい。秀勝が発給した文書の花押を集め、後の検討の為の材料としたい。

(a) 羽柴秀勝寺領安堵状 (安岡寺文書) 【高槻市史】⁽²⁸⁾

当寺領所々散在并山林等之事、

如有来、

全可有寺納事、

専用候、

恐々謹言、

天正十三

九月十日

羽柴小吉秀勝 (花押)

安岡寺 行事御坊



(b) 羽柴秀勝掟書 (清水家文書) 【高槻市史】⁽²⁹⁾

包紙「羽柴小吉様」

掟 富田宿久

一、無座無公事事、

但此方自拝領之内越者ハ

諸役可為如有来事、

一、国質所質停止事

一、諸事宿久中可為年寄次第事、

一、陣取免許事

一、理不尽之催促停止事、

中近世移行期の尾張・伊勢の武家文書

一、徳政停止事、

一、武士之家停止事、

右如件

天正拾三年九月吉日

羽柴小吉秀勝 (花押)

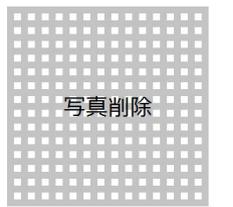
(c) 羽柴秀勝判物 (岐阜県史) 【⁽³⁰⁾】

呂久渡舟、為往還當町立置之、諸役免除之旨、

任先判之旨、不可有相違者也、仍如件、

天正拾九年卯月 日 秀勝 (花押)⁽¹⁴⁰⁾

○コノ文書、宛所ヲク、



(d) 羽柴秀勝書状 (尊経閣文庫蔵・武家手鑑) 【⁽³¹⁾】

猶々近日可有御下知候条、

其刻懸御目万々可申候、以上、

度々預示忝存候、上様御成定日、

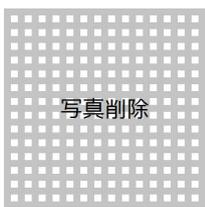
何時ニよらす可被仰越候、

大納言殿へ其由可申上候条頼入存候、

御煩日々能御座候間可御心安候、恐々謹言、

十一月十一日 小吉 秀勝 (花押)

多賀出雲守殿御返報



豊臣直轄地となつた高槻で、天正十三年九月、小吉秀勝の名において出されたのが(a)(b)の文書である。(a)は安岡寺宛の安堵状、(b)は富田宿へ七カ条の掟、富田宿へは秀勝家老衆の連署添状が付いている。

この二点の花押は同一である。(c)の羽柴秀勝物と(d)の多賀出雲守宛の書状の花押は同一であるが(a)(b)の花押とは別種である。大脇文書(2)の秀勝の花押は、(a)(b)(c)(d)の如く秀勝自身が著した花押とも思えないが、また何れの花押とも違ふとはいへ、如何にも稚拙という印象を拭えない。結論を早計に出そうとは思わないが、家臣団が小吉の名前で発給する文書が存在した可能性はない訳ではないだろう。文禄三年には何れの秀勝も存在せず、秀勝の名跡を継いだ者も確認できない中で、秀勝の名乗りを記載する者は、元秀勝の家臣団の一員であろう。勿論、その家臣の単独の発給とは考えられず、豊臣秀吉や加藤清正が謀判を許容するとも思えない。丹波が豊臣政権の蔵入地であるとするれば、豊臣政権が秀勝の没後にその家臣団を継承し、秀勝の家臣団が存在し続けたとすれば、その家臣団が秀勝の名乗りを借りて発給した文書と考えられる。その結果、この花押だけが他の秀勝の花押と相違していると思われる。

近世になつてからの大脇氏は加藤家の家臣に納まり、その家臣関係史料に大脇氏の名前が見える。「加藤家御侍帳」「清正代侍略記」「加藤清正傳」(2)所収、「加藤侯分限帳」(「肥後加藤家分限帳」(3)所収)、「加藤清正侍帳」(4)「続群書類従」等から、次郎左衛門一族が清正の家臣

であつた事がわかる。「加藤侯分限帳」は宝暦十三年に御番方森本儀太夫所持のものを写し、時習館本によつて修正加除してあるという。以下、関係箇所を抜粋して考察をする。

「加藤家御侍帳」肥後時習館本(元和八年)には、

一、百八人扶持 前大脇次郎左衛門与同参拾六人

吉村次太夫与 一、四百七拾一石三斗八升二合 大砲助太夫

久米半丞組 一、四百石 大脇山三郎

「加藤侯分限帳」には、

吉村次太夫 一石三斗八升二合

中村将監組 一、四百七拾貳石 大脇助太夫

久米半之允組 四百石 山三郎

小々姓組 一、貳千三拾石 大脇主殿

「清正代侍略記」(「大木記録文」)には、

一、四百石 大脇次郎左衛門

「加藤氏代熊本城之図」(「加藤清正傳」付録)を見ると、城下には大脇助太夫と大脇主殿(山三郎)の二家の屋敷が確認される。宅地の登記の状態から判断すれば、大脇氏の家は助太夫家と主殿家に分かれていたと考えられる。次郎左衛門は早い時期に没しており、石高から推察すると、「加藤侯分限帳」に見える大脇主殿(貳千三拾石)があり大脇家では最有力の知行取りとなつており、「加藤家御侍帳」に「前大脇次郎左衛門与同

參拾六人」と記載される人物と主殿との關係を明示するものはない。今後の検討課題であるが、立ち入つて考察を進めると、「清正代侍略記」に見える次郎左衛門家が四百石を知行しており、その次郎左衛門分四百石を大脇山三郎が相続したと考えられる。山三郎が次郎左衛門の家督を繼承したと見られる。「清正代侍略記」には、大脇次郎左衛門の記載だけで、助太夫の記載が無い。この大脇助太夫は、右の侍帳等には四百七十余石を知行し、また大脇文書(3)から判断して、慶長五年には藤堂高虎に任せ、既に熊本を離れていたと考えられる。大脇家系図によると、助太夫光平は加藤式部少輔明成に任せ会津に移るとあり、助太夫系大脇は、寛永十年には会津にいた事が大脇文書(4)の知行目録により裏付けられる。大脇系図に依れば、助太夫光平から没年が記されており、同人は貞享二年(一六八五)八十二歳とある。逆算すると慶長八年(一六〇三)生まれとなり、「文禄・慶長の役」に従軍した助太夫と助太夫光平は別人という事になる。

(3) 藤堂高虎書状

予州我之知行分之内申付条々

- 一、代官並諸事之奉行申付もの供、何も自賄たるへし、但さらし薪ぬか・はら之儀ハ、人馬在之分朝夕、又ハ一夜泊之時ハ、其村にて所望可申候、五日供逗留仕ニ付而ハ近郷之村々高持ほうし共肝煎共申談馳走可仕候、其外之儀聊之物も出し申間敷候、若、右之

旨背出し申百姓、くせ事ニ可仕事、

- 一、村々人足つかひ之儀停止畢、自然公方用之儀在之ハ、此方さし紙アテ雇可申候、次代官村廻之時ハ、人足壹兩人やとい、次之村まで召連可申候、其外二少も非分申懸儀者聞付次第代官奉行下代それそれに隨(隨)而、急度曲事ニ可申付候事、

- 一、郡々村々代官下代之者より外、奉公人小者中間出入堅停止畢、其上非分之積申懸者在之ハ、是又、聞付次第主々ニよりそれぞれ堅くせ事ニ可申付事、

- 一、山林竹木並在々村々、竹木是又むさと不可伐荒候、但山中薪等之儀ニ付て、其村々つき近年在来さいはんハ、前々のことく可仕候、新儀事ハ此方へ不及案内、竹木不可伐荒候、用所之時ハ、我之さし紙可遣事、

- 一、諸代官諸奉行何様之儀なども礼儀礼物之儀、一切不可取候、若取ものゝ事ハ、不及申出し候者、聞付次第可及曲云事、

- 一、嶋々分之代官小成物船加子並竹木念を入糾明可申付事

- 一、一郡之内我之分式人宛ニ、為代官山林竹木並小成物、山手川手船加子以下念を入、改可申付事、加左馬我等かゝへ分、端月百姓之出入、諸事置目等、別紙ニ法度書在之儀ニ候条、任其旨、諸事さいはん可申付事、

- 一、口米之儀石ニ、三舛宛たるへく候、其外ハ少も取申間敷候事、
- 一、斗舛之儀、於被令改、我等判やき候候て遣候事、

一、年貢収納之砌、百姓持かけ候米先次第二可請取候、少も御咎候し、其上非分申かゝる様候ハ、可為曲事候、随分百姓迷惑不仕様ニ令才許皆済可申付儀專一之事、

右如此代官中へ申付候事、聊以非分たるへからず候、然者、年貢諸済物速ニ皆済すへき者也、

慶長五年 十二月二日 佐渡守(花押)

『寛政重修諸家譜』³⁵⁾によると、藤堂高虎は天正十五年従五位下佐渡守に叙任を受け、文禄慶長の役では水軍として出陣し、豊臣秀吉他界の年には、八万石を領する伊予宇和島城主、慶長五年十月十八日関ヶ原合戦の功により、十二万石を加増されて、合わせて二十万石となり、伊予半国を領する今治城主となった。残り半国二十万石は加藤嘉明に与えられて松山城主となった。寛永四年(一六二七)嘉明は、さらに二十万石を加増されて陸奥国会津に四十万石を領する会津若松城主となる。

では、伊予半国ずつを与えられた藤堂高虎と加藤嘉明には、伊予国がどのように配分されたであろうか。藤堂は瀬戸内海に面した越智郡今治に新城を築くので、新しい所領はこの地方を得なければならぬ。慶長五年十二月二日「加藤・藤堂伊予領地協定」(『佐伯家文書』『愛媛県史資料篇』³⁶⁾近世上)という史料がある。

(前欠)

五千九百石、並越智郡之内四千五百石、合拾四万四百石は、藤堂佐渡守手前、久米郡・温泉郡・伊予郡・和氣郡・野間郡・浮穴郡之内

拾壹万四百石並宇摩郡・新居郡内三万石、合拾四万四百石は加藤左馬助手前、右之外郡々絵図を以領知方向も令割符、別紙書給双在之事、
一、風早郡・桑村郡・周布郡、此三郡式ツ割、并越智郡之内、新居郡之内、兩郡之儀は算用ニ入相互申談之割、且ツ其外水夫山林川成共ニ上中下組合、式ツ割ニ相定、竈取之上は向後不可有違變之事、

(以下省略)

このように、所領配分は郡単位で大まかに分割し、細かな配分は兩人の協定と竈取りに委ねられた。大脇文書(3)は、藤堂高虎が「我の知行分の内申付条々」と断つて、領地協定が出された慶長五年十二月二日と同日付けで出した最初の法度なのである。『愛媛県史・資料編』に記載された最初の法令は、慶長六年十一月に出された「藤堂高虎知行方目録・置目条目」であるとされるが、これより大脇文書(3)は溯る史料であり、近世初頭に出された領国法であることに注目される。記載の内容自体は、年貢の皆済を目的とした奉行・代官の職務内容を示すといえる。慶長五年の年紀を持つ大脇文書(3)・佐伯文書と慶長六年「藤堂高虎知行方目録・置目条目」の関係は今後詳細に検討する必要がある。

(4) 大脇助太夫知行目録

知行所高目録

一、百五拾三石四斗五升七合 山之郡 宮目村之内³⁷⁾(耶麻郡塩川町三吉)

一、百拾六石式斗三合 同郡 新宮村之内 (喜多方市慶徳町新宮)

一、式百三拾石三斗四升 猪苗代 西真行村之内 (猪苗代町長

田)

高合五百石

以上

寛永拾年十月廿一日 (印)

大脇助太夫とのへ

(5) 大脇家由緒書

由緒

曾祖父 大脇善兵衛

寛文二年寅年

顕輝院様へ松山徳庵取次を以て召し出され、御切米拾五石三人扶持下し置かれ、御分地の節、同九酉年御年寄役仰せ付けられ、同十三年知行百五拾石六人扶持下し置かれ、元禄十五年二月病死仕り候、同年、兄助太夫へ跡目百石六人扶持下し置かれ、弟半六へ五拾石三人扶持仰せ付けられ、同十五年助太夫儀、御家を立ち去り候。

一、 祖父 次郎左衛門

細川長門守様に相勤め罷り在り候処、兄助太夫御家を立ち去り、半六儀は他家を継ぎ、親の名跡断絶仕り候に付き、父善兵衛跡式の為、

顕輝院様へ召し出され、元服役仰せ付けられ、五人扶持下し置かれ、

同年十一月御切米二拾石拝領仕り、正徳五年未年三月大小姓役仰せ付けられ、享保十巳年江戸詰め御免、丹羽孫太夫組仰せ付けられ、元文三年九月早速相勤め、延享二丑年十月病死仕り候、

一、 亡父 弥平治

寛保元酉年十一月御歩士召し出され、延享二丑年十二月亡父跡目相違無く、丹羽孫太夫組仰せ付けられ、同四卯年正月大小姓役仰せ付けられ、寛延三年十一月病氣に付き、願いの通り役儀御免、藤堂源助組仰せ付けられ、安永三年十月大小姓役仰せ付けられ、同六酉年正月御切米屋敷御取り揚げ、五人扶持下され、在宅仰せ付けられ、天明六年六月在宅御免、御切米十七石五人扶持下され、小寄合仰せ付けられ、寛政八辰年九月病死仕候、

一、 私義

天明五巳年八月御歩士召し出され、同八申年願いの通り亡父「弥平治跡カ」仰せ付けられ、寛政四子年御歩士目付役、同五丑年七月組抜け、拾石四人扶持下され、勘定役仰せ付けられ、同八辰年十一月亡父跡目、拾五石四人扶持下され、勘定役仰せ付けられ、同十二申年十月病氣に付き、願いの通り役儀御免、常番仰せ付けられ、享和三亥年五月具役(武具役) 仰せ付けられ、これに依り座席進藤宗七次仰せ付けられ、文化五辰年閏六月勘定役仰せ付けられ候候、先祖召し出され候より当午年まで、百四十九年に罷り成り候、以上、

文化七庚午年

大脇次郎左衛門

大脇文書(5)は、伊勢の久居藩に仕えた大脇家の概要を伝える。助太夫光平の嫡子善兵衛が久居藩大脇の初代であり、寛文二年(一六六二)後の伊勢久居藩主藤堂高堅(顕輝院)に仕官した事から始まる。藤堂家に関しては、『諸家譜』によると、慶長十三年(一六〇八)藤堂高虎は、四国の今治から伊賀一國及び伊勢國安濃・一志・安藝・鈴鹿・河曲・三重・飯野・多気八郡のうちに移され、二十二万九百石余を領する伊勢國津藩主となった。高堅(顕輝院)は高虎の孫にあたる。寛文九年(一六六九)、三代目の津藩主藤堂高久は、弟高通に五万石、正次郎高堅に三千石を分かち与えた。元禄十年(一六九七)高堅は、次兄高通の嫡子高敏が幼年のため成長するまで遺領を相続したが、宝永二年(一七〇五)高敏が五代津藩主となったため、高堅は先の三千石と合わせて五万三千石を領する二代久居藩主となった。

右の「由緒書」によると、善兵衛は寛文二年(一六六二)に藤堂高堅に仕官し、寛文九年(一六六九)に百五十石を拝領している。善兵衛の死後、長男助太夫が百石、弟半六が五十石を相続するが、元禄十五年(一七〇二)助太夫が家を立ち去り、半六は他家に養子に入ったので、この時点で助太夫系大脇は断絶している。

熊本に残った大脇に関しては、その後「細川長門守」に仕えていたようである。大脇文書(5)に記載される細川長門守に関しては、『諸家譜』によると、常陸谷田部藩一万六千三百石余の四代藩主細川興榮⁽³⁾

が、宝永六年(一七〇九)に長門守に叙任している。興榮は肥後熊本藩の祖、細川忠興の弟の家系である。この人物が、大脇文書(5)に云う「細川長門守」に当たると考えられる。熊本に残った大脇山三郎の子孫と考えられる大脇次郎左衛門が藤堂高堅に召し出され、次郎左衛門家が久居藩へ移転し、大脇善兵衛の名跡を復興したことになる。興榮の性質は短慮で殺生を好み、藩政面では仕置は厳しく、課役も多くかけられたため領民や家臣の不満が絶えなかったという。〔三百藩主人名事典〕⁽³⁾ 第四卷)

肥後加藤家に仕えていた山三郎系大脇の子孫が、助太夫系大脇の断絶後、新たに大脇家(二拾石)を興したのである。家系図を復元して記すと次のようになる。(A)と(B)とに分けたのは、(A)は、加藤氏に仕えた大脇次郎左衛門を初代として続く大脇の系譜を辿ったもので、(B)は明治に同文書を寄附した茂兎男を起点として系譜を遡及したものである。

(A) 次郎左衛門——忠左衛門——山三郎——(略)——(次郎左衛門品格、久居藩)
 助太夫——助太夫光平——善兵衛品房——助太夫品成断絶
 (B) 次郎左衛門品格——弥平治——次郎左衛門——紀四郎——孫次郎——茂兎男

以上の簡単な考察であるが、そこから判明する大脇家の略歴は次のようになる。即ち、山三郎系大脇は肥後加藤家改易の後、常陸谷田部藩細川家に仕えた。他方で助太夫系大脇は、助太夫が加藤清正から藤堂高虎に移り、助太夫光平が会津加藤明成に仕えたが、会津加藤家改易後、善

兵衛が久居藩藤堂家に仕官した。しかし、次の助太夫品成の代で断絶し、助太夫系の大脇は断絶し、その名跡は山三郎系大脇が久居藩に召し出されて復興された。この二つの大脇家の文書が一つに纏められ、ここに初代次郎左衛門が残した清正・秀勝の書状と助太夫が残した高虎の書状が一つになって、後世に伝えられたということになる。

おわりに

一昨年、私は大脇のルーツである大脇郷（名古屋市中区）を訪ねてみた。大秋十郎左衛門ゆかりの覚円寺は今も同じ場所にあった。近くには大秋八幡社という小さな社があつて、大秋十郎左衛門が祀られているという。周辺の中村公園には豊国神社・常泉寺・妙行寺など秀吉や清正にちなむ社寺があつて、皆同郷なのだと思感した。

織田信長・豊臣秀吉という二人の戦国の覇者に仕えながら、次郎左衛門も一国一城の夢をみたであろうし、目標であつたらう。孫の助太夫は加藤清正・藤堂高虎と主君が代わつているが、時代に翻弄されたとは思えない。戦国武士である彼らは、自ら主君を選びながらたたかき乱世を生き抜いたのである。

大脇のルーツを辿る私のささやかな研究はなかなか楽しいものだった。何の脈絡もなく残された文書にこそ真実がある。清正・秀勝・高虎文書の紹介は充分であるとはいえないが、史料自体は十分に価値があると思う。多くの研究者諸氏にご覧いただき、ご教示を賜りたい。最後に調

査にあたり、いろいろアドバイスをさせて頂いた関西大学吉田徳夫先生や、私の古文書の師、花園大学名誉教授上島有先生（中世文書）・関西大学藪田貫先生（近世文書）、四日市市史編纂室和田勉先生に感謝申し上げます。

註

- (1) 『倭名類聚鈔』日本古典全集刊行会 昭和五年
- (2) 『熱田神宮文書』熱田神宮宮庁 昭和五十三年
- (3) 『尾張志』歴史図書社 一九六九年
- (4) 金子昭式『濃尾平野における教団の発展と一向一揆』『日本歴史』一六一・一六二号
- (5) 『蓮如上人と尾張』真宗大谷派名古屋教区教化センター研究報告第4集 二〇〇〇年
- (6) 『三河勝鬘寺資料の研究』同朋学園佛教文化研究所 一九八二年
- (7) 『尾張人物史略』名古屋市鶴舞中央図書館蔵
- (8) 『満濟准后日記』続群書類従 八七〇（補遺）
- (9) 『文安年中御番帳』群書類従五一
- (10) 川添昭二『今川了俊』吉川弘文館 一九八八年
- (11) 『難太平記』群書類従 三九八
- (12) 『尾張徇行記』『名古屋叢書統編』巻四―八 愛知県郷土資料刊行会 昭和五十九年
- (13) 『安土宗論の研究』辻善之助『日本佛教史研究』第二巻 岩波書店 一九八三年
- (14) 谷口克広『信長の親衛隊』中央公論社 一九九八年
- (15) 奥野高広『織田信長文書の研究』六五四・八四四 吉川弘文館 一九八八年
- (16) 脇田修『近世封建制成立史論』第二章「統一権力の都市・商業政策」東京大学出版会 一九七七年

- (17) 『毛利家文書』「大日本古文書」東京帝国大学史料編纂掛 大正十一年
- (18) 『清正高麗陣覚書』続々群書類従 第四
- (19) 『加藤家傳清正公行状』奇之卷 続群書類従 六五三 本
- (20) 『清正記』続群書類従 六五二
- (21) 『泰長院文書』佐賀県史料集成古文書編第五卷 昭和三十五年
- (22) 北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』第五章『義兵闘争の展開と侵略の挫折』校倉書房 一九九〇年
- (23) 北島万次『田尻鑑種の「高麗日記」』歴史評論 二七九号 一九七三年
- (24) 『加藤家傳清正公行状』正之卷 続群書類従 六五三 末
- (25) 『丹南町史』上卷 平成六年
- (26) 桑田忠親『豊臣秀吉』角川新書一九八
- (27) 渡辺世祐『豊太閤の私生活』講談社 一九八〇年
- (28) 『高槻市史』第三卷 史料編
- (29) 『清水家文書』大阪市立博物館「大阪の町と本願寺」図録 一九九六年
- (30) 『岐阜県史』史料編古代・中世一
- (31) 太田品二郎編『尊経閣文庫蔵・武家手鑑』臨川書店(上島有「古文書に親しむ」教材)
- (32) 中野嘉太郎『加藤清正傳』青潮社 明治四十二年
- (33) 『肥後加藤侯分限帳』青潮社 昭和六十二年
- (34) 『加藤清正侍帳』続群書類従 七一五
- (35) 『寛政重修諸家譜』卷九百(藤堂高虎)、卷七七三(加藤嘉明)
- (36) 『愛媛県史資料編』近世上 一九八四年
- (37) 『日本歴史地名体系』福島県の地名「山之郡宮目村(耶麻郡塩川町三吉)、新宮村(喜多方市慶徳町新宮)、猪苗代西真行村(猪苗代町長田)』
- (38) 『寛政重修諸家譜』卷百五(細川興榮)
- (39) 『三百藩藩主人名事典』第四卷 新人物往来社 昭和六十一年